

持続可能な農業の振興に向けた取組の強化を求める意見書

平成30年度からの米の生産調整見直しまで半年を切り、我が国の米政策は、来年度から、国による生産数量目標配分と10アール当たり7,500円の直接支払交付金が廃止される等、大きく変わる事となるが、農業者からは、主食用米が増産され、供給過多により米価が再び下落するのではないかという大きな不安の声が上がっている。

米政策改革大綱の決定以降、行政、農業関連団体、集荷団体等が連携して需給調整の取組の推進、水田のフル活用及び生産数量の目標値の達成に取り組んでおり、また、主食用米から飼料用米等の非主食用米や麦・大豆等への転換が進んでいる。国は、平成30年6月末の民間在庫量が安定水準を確保できる水準として約180万トンを見込むなど、今後、更に需給が引き締まるとの見通しを示している。

しかしながら、生産現場では、今回の生産調整見直しにおいて、国の関与が弱まり、需給調整への影響や飼料用米への作付転換の取組のための水田活用の直接支払交付金が削減されるのではないかと懸念の声もある。今後、農業者が安心して持続可能な生産活動を維持していくため、生産調整の仕組みを再構築し、農家の所得向上につなげるための取組が求められている。

よって、国においては、米政策に対する生産者の不安を払拭し、将来にわたり安心して営農に取り組むことができるようにするため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 平成30年以降は主に農業再生協議会が需給調整を行う予定であるが、米の需給調整は国全体で取り組まなくてはならないため、米の需給及び価格の安定に対し、国がその役割を果たすことを前提に生産者等が主体的に作付けを判断できるよう、需要や在庫、価格動向に関するきめ細かな情報を提供するとともに、実効性のある需給調整に向けた環境整備を推進すること。
 - 2 食料自給率の向上を図るため、水田のフル活用の推進が重要であることから、飼料用米等への作付転換の取組が継続されるよう、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金等の現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣宛て
財務大臣
農林水産大臣

福島県議会議員 杉山純一